

千代田区男女共同参画センター^{ミュウ}MIW団体登録のご案内

◆千代田区男女共同参画センターMIWの設置目的

MIWは、男女共同参画社会の実現に資するため、区民その他の地域構成者の活動拠点施設として設置されました。MIWは、千代田区男女共同参画センターの愛称です。「M」はMan（男性）、「I」はIntercommunication（情報や意見の交換）、「W」はWoman（女性）という意味です。

◆登録要件

- （１）活動目的が男女共同参画社会の実現に資するものであること。
- （２）在住、在勤、在学者を主な構成員とした５人以上の団体であること。
- （３）代表者が千代田区内に住所、または勤務先を有し、若しくは区内の学校に在学していること。
- （４）男女共同参画社会の実現に資する取り組みについて次の書類を作成していること。
 - ・男女共同参画社会の実現に資する取り組み内容を含めた年間活動計画、活動報告、成果物など
- （５）営利を目的としない団体であること。

◆登録方法（申請）

下記の書類をそろえて、男女共同参画センターMIWで手続きを行ってください。

月曜日～金曜日：９時～２０時（※令和８年４月以降、平日の閉館時間が２０時になります）

土曜日：９時～１７時。但し日曜日、祝日、年末年始を除く

- （１）千代田区男女共同参画センター団体登録申請書
 - （２）団体規約
 - （３）会員名簿
 - （４）申請年度における、男女共同参画社会の実現に資する取り組み内容を含めた年間活動計画、または活動報告。成果物がある場合は成果物
- ・団体登録申請が承認されましたら、団体登録証を発行いたします。
 - ・団体登録証は２年間有効です。ただし、年度の途中で新規登録した団体は、登録日から翌年度の３月末日までが有効期間となります。

◆禁止事項

次のことがらを目的とした利用はできません。

- ・営利を目的とした利用（物品等の販売・契約・宣伝活動含む）
- ・一般に参加者を募集しての有料による講習会、セミナー等の開催による利用（ただし、教材費等の実費相当分を除く）
- ・公の秩序、善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- ・管理上、利用に支障があると認められるとき

◆施設の利用について

- ・ミーティングルームおよび交流サロンの予約席を利用できます。
 - ・利用される際は、窓口、電話またはEメールで予約してください。
なお、Eメールでの予約は、スタッフの確認を以て受付受理とさせていただきます。
 - ・予約の際は、①団体名、②担当者名、③希望日時をお伝えください。キャンセルの場合は、お早めにご連絡ください。
 - ・毎月1日に翌月分の予約受付を開始いたします。（例：4月1日より、翌日から5月末日までの予約が可能）
 - ・利用は、月4回までとし、原則1日1枠（9時～13時、13時～17時、17時～20時のいずれか）とします。（当日の空き状況により、延長が可能）
- ・グループロッカーを利用できます。（先着24団体様まで）
 - ・活動資料の一時保管などに使えます。
 - ・グループロッカーは2年度間利用できます。

◆変更申請について

- ・登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を申請してください。
- ・変更申請の手続きは、次のとおりです。
 - ・団体登録の変更申請をする旨を申し出てください。
 - ・団体登録内容変更届をお渡ししますので、変更が生じた項目を記入してください。
 - ・変更が認められ、登録証が再発行されましたら連絡いたします。

◆登録更新について

時期が参りましたら、MIWより更新のご案内をいたします。

◆その他

登録した団体については、区の公式HP内のMIWのページの中で団体名及び団体の活動内容を掲載します。

千代田区男女共同参画センターMIW

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 10階

TEL：03-5211-8845

FAX：03-5211-8846